

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止における渡航自粛要請について

国による新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言を5月31日まで延長したことを受け、沖縄県においても緊急事態措置の期間を5月31日まで延長しました。引き続き感染症拡大防止に全力で取り組むため、村としての対策を次のとおりまとめましたので、当面の間緊急の必要がある場合を除き、栗国村への来島を自粛していただくよう強くお願いします。

### 1. 栗国那覇間往来の自粛について

離島村のため医療体制が脆弱であるため、住民の生命を守ること並びに住民の移動のみならず本村への生活物資の輸送を担っている航路従事者の感染防止を図るため、緊急時を除き、栗国那覇間の往来自粛を強く求めます。

### 2. フェリー栗国の減便運航について

フェリー栗国の減便運航（1日ごと）は、4月24日から5月10日まで実施しておりますが、5月18日まで延長します。

泊港発 9時55分 栗国港発 14時10分

（減便・通常運航時も那覇発、栗国発の時刻に変更はありません）

・減便運航日：5月11日（月）、13日（水）、15日（金）  
17日（日）

・通常運航開始日：5月19日（火）より毎日1便運行

乗船手続き前に「検温」を実施しています。37.5度以上の熱のある方、又は体調に不安を感じる方は、乗船をご遠慮いただきますようご協力をお願いします。

### 3. 公共施設の利用について

当面の間、以下の施設について立入自粛、使用禁止をお願いします。

立入自粛：緑地公園、洞寺公園、栗国漁港内

使用禁止：ウーグシャワー施設、東浜農村公園（通称：へび公園）の遊具

#### 4、村民の皆様へ

村民のみなさまにおかれましては、これまで同様、密閉、密集、密接の回避、不要不急の外出の自粛、手洗い、うがい、消毒、マスク着用等の感染予防対策を徹底いただきますようお願い申し上げます。

令和2年5月8日

栗国村長 新城 静喜